

# お知らせ

忘れずに納付しましょう!

**固定資産税・都市計画税**  
 (第1期)の納期限は、5月1日①です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月10日②に発送しました。納期内に納付できない事情のある方は、ご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。  
**国収税課(2階)**  
 ☎(20)1578、FAX(20)1609

## 学生納付特例制度の申請はお済みですか?

国民年金は20歳から被保険者となりますが、学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下(※①)の学生(※②)が対象となります。

学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納

付済期間と同様に障害基礎年金の受給資格要件の対象期間となるので、万が一の時にも安心です。

※① 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

※② 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分枝に在学の方で夜間・定時制・通信課程の方も含む。

〈手続きに必要なもの〉  
 ①学生証②年金手帳③認印

※年度毎に申請してください。  
 ※退学などで要件を満たさなくなった時は届出が必要となります。

**国国保年金課(2階)**  
 ☎(20)1503、FAX(20)1600

## 茂原をコスモスいっぱいのもち!

市では、花いっぱい運動の一環として、市の花コスモスの啓発を図っています。そこで、地域花壇や沿道、空き地等にコスモスを栽培し、啓発に協力いただける自治会およびボランティア団体のみなさん

んに、コスモスの種を無料で配付します。

## 〈自治会の申込方法〉

各自治会長宛てに申込用紙をお届けしますので、自治会内でご協議ください。

## 〈ボランティア団体の申込方法〉

5月8日①までに環境保全課へご連絡ください。申込用紙をお送りします。

## 〈配付時期〉

6月中旬(予定)

## 〈注意事項〉

・啓発に向かない場所に栽培する場合は、対象となりません。  
 ・配付数量は、ご希望に添えない場合があります。

**国環境保全課(6階)**  
 ☎(20)1504、FAX(20)1604

## 柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください

市では、医療費の適正な支出のため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容について、文書による照会を行っています。今年度は、株式会社日本サポートサービ

スに委託して実施します。日頃から受診日の記録や領

収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身で記入の上、回答にご協力をお願いします。

**国国保年金課(2階)**  
 ☎(20)1503、FAX(20)1600

## はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成をします

市では、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状をもつ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

## 助成要件

■末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状をもつ満40歳以上75歳未満で国民健康保険に加入している方。ただし、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方/助成内容

■施術1回につき800円の利用券(月4枚(1日1枚まで利用可)、年間24枚まで) / 申請方法

①保険証、②印鑑(朱肉使用のもの)を持参し、国保年金課または本納支所で申請してください。

※対象施術所などの詳細については、市ウェブサイトにまたは国保年金課までお問い合わせください。

**国保健センター**  
 ☎(25)1725、FAX(25)1865

合わせください。

## 国国保年金課

☎(20)1503、FAX(20)1600

## 在宅寝たきり者等歯科保健事業をご利用ください

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。これにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

**対象** ①65歳以上の寝たきりの方 ②障害などにより外出困難な方 ①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療

養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者は除く / 内容 ①口腔内清掃および義歯清掃の歯科保健指導

②歯周疾患、う蝕などに対する応急処置 ③往診歯科医療の必要性の把握 / 実施制限 1年に1回限りで自己負担なし

(以後の治療は保険診療)

**国保健センター**  
 ☎(25)1725、FAX(25)1865

